

サガマリアージュプラットフォーム構築業務委託仕様書

1. 目的

有田焼創業400年事業からサガマリアージュに続く「食と器のプロジェクト」の変遷や取組、成果などをアーカイブ化するとともに、現在進行形の取組を常に発信しながら、県内外(国内・海外)の料理人と県内の生産者や窯元などが互いを認知し繋がる機会を作るためのプラットフォーム(ポータルサイト)を構築し、サガマリアージュの認知を広げることを目的とする。

2. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、サガマリアージュ推進協議会(以下「本協議会」という。)と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

3. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

(1) ポータルサイト制作の設計関連

- ・ドメインは本協議会が取得するが、サーバーは決定委託事業者が調達すること。
- ・サーバーのスペックについては、アクセス件数、ソフトウェア、コンテンツ容量、ポータルサイト運用後の機能追加などを勘案し、十分な容量を確保すること。
- ・ポータルサイト制作に導入するシステムは、インターネット環境の変化に対応できるよう、適宜バージョンアップが行われるようにすること。
- ・ポータルサイトの閲覧者が、それぞれの目的に応じて必要とする情報にアクセスしやすいデザインや機能を備えること。
- ・すべての情報を均一的に掲載するのではなく、情報の有用性に応じて優先順位を付けて表示するなど、閲覧者に有益な情報が届く工夫を行うこと。
- ・海外からのアクセスも念頭に置き、日本語、英語など多言語に対応したポータルサイトの構築を検討すること。
- ・システム構築を行う前に、ポータルサイトのビジュアルやページ構成、設定する機能、運用、保守などの基本設計案を作成し、本協議会と協議を行うこと。
- ・ポータルサイトには、次のカテゴリを実装させること。

○トピックス

イベント情報や最新記事、県内の食に関する話題など

※必要な情報は本協議会より提供。

○サガマリアージュの取組の紹介

USEUM SAGA やサガマリアージュセミナー等のレポート(必要に応じて取材)

県内料理人へのインタビュー(コンテンツとして制作) → (2)の業務

県内生産者や窯元などの紹介(コンテンツとして制作) → (2)の業務

○アーカイブ

有田焼創業400年事業から現在に至るまでのプロジェクトの変遷、成果などを分かりやすくまとめて紹介

※アーカイブに必要な情報は本協議会より提供。不足分があれば追加取材を行う。

○各種イベントの申込

USEUM SAGA やサガマリアージュセミナー等の申込ページの入口

※申込フォームは本協議会が都度作成予定。

○SNS との連携

各種コンテンツやアーカイブなどウェブサイトに掲載されている情報を SNS でシェアできる機能を持たせる。

(2) デザイン及びアクセシビリティ等

- ・サガマリアージュの世界観を損なわず、洗練されたデザインとしつつも、素早く必要な情報を得られることを第一としたコンテンツファーストのデザインとすること。
- ・ポータルサイトの完成イメージを共有するため、イメージ画像などを随時提示し、本協議会の確認を受けること。
- ・スマートフォンやパソコンなど様々なデバイスで閲覧されることを想定し、レスポンシブデザインにより、自動的にサイズ変更が行われ、レイアウトが適切に表示されるなど、ユーザーが見やすいデザインとすること。(特にスマートフォンユーザーを意識すること)
- ・それぞれのデバイスの標準的な回線速度に準じながら、各ページが3～4秒程度で表示されるように努めること。(あくまで目安)
- ・SEO 対策(検索エンジンの最適化)を行うこと。
- ・Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用性ソフト上にて閲覧可能とすること。
- ・ユニバーサルデザイン及び JIS 規格に対応すること。

(3) 県内料理人、生産者、窯元などにフォーカスしたコンテンツ制作

- ・記事制作にあたっては、取材の切り口や記事構成、取材対象者の選定などを企画立案し、本協議会と協議を行うこと。
- ・コンテンツの公開は毎月2回程度を目標とすること。
- ・コンテンツ制作は、必ず現地取材(撮影込み)を行うこととし、編集者、ライター、カメラマンなど必要な人材を確保すること。
- ・記事制作とは別のコンテンツとして、県内料理人、生産者、窯元などを紹介する動画制作も可能とする。(必須ではなく、あくまで提案レベル)

(4) ポータルサイトへのアクセス誘導施策

- ・本協議会が想定するターゲット(料理人、飲食事業者、宿泊施設、美食家、メディア(※)、県内の生産者や窯元など、食の感度が高い人)がポータルサイトにアクセスするような誘導施策を講じること。
(※)メディアとは、食やライフスタイル、カルチャーなどを発信する媒体

- ・誘導施策は、SNS 広告やインフルエンサーを使った情報発信、メディアタイアップなど、アクセス数の増加につながるものとする。
- ・アクセス誘導施策の効果を分析し、より効果的な情報発信を実施していきけるよう、必要に応じて年数回の定期ミーティングを行うこと。

(5) インスタグラム運用

- ・現在、本協議会で運用しているサガマリアージュアカウントのインスタグラムについて、フォロワー増加につながるような施策を講じること。
- ・インスタグラムをより効果的に動かしていくための戦略を立て、ターゲットにより訴求できる投稿内容のアドバイスや企画の提案を行うこと。(インスタグラムの投稿は本協議会が担うものとする)

(6) ポータルサイトの運用・保守

- ・ポータルサイトは、決定委託事業者が編集を行うほか、軽微な編集（トピックの追加やイベントレポートの作成、サガマリアージュラボの活動報告、イベント申込フォームの設定など）を本協議会の職員が行えるようなシステムを備えること。
- ・ポータルサイトの運用にあたって、本協議会職員からの問い合わせに迅速に対応できるような体制を整備すること。
- ・ポータルサイトの操作マニュアルを作成すること。
- ・ホームページ解析ツールを実装し、ポータルサイトの分析を行えるようにすること。
- ・システムの安定稼働ができる場所を準備すること。また、サーバー設置費用や光熱費等の費用は全て決定委託事業者が負担すること。
- ・サーバーの運用費については、令和7年3月31日までの運用費も本業務の範囲内とすること。
- ・システムは24時間365日稼働すること。
- ・システムを円滑に運用するための保守体制を明確にし、障害発生時や緊急事態に備え、緊急時の連絡先及びその対応のフローを明記すること。
- ・システム障害など不測の事態が生じた場合は、原因究明のための調査を行い、本協議会へ報告を行うこと。
- ・システム、サーバー、ネットワークや機器等の障害が発生した場合、業務日の日中は即時対応し、その他の時間帯はおおむね3時間以内を目標に復旧作業を行うこと。また、復旧作業後は、その原因と対応内容を本協議会に報告すること。
- ・平日（土日、祝日、年末年始を除く）の9時から17時まで、メール又は電話での対応ができること。

(7) セキュリティ

- ・佐賀県が規定する以下の項目を遵守すること。
 - 佐賀県情報セキュリティ基本方針
 - 情報セキュリティ対策特記事項
 - 佐賀県個人情報保護方針
- ・システムへの不正侵入やシステム障害などの発生を予防し、また障害発生時の影響

を最小限に食い止めるための十分なセキュリティ対策を講じること。また、イレギュラー時に迅速に対応できるような体制を整備しておくこと。

- ・常時、SSL（全ページ https 化）に対応していること。
- ・システムを構成する機器等へのウイルス、セキュリティ対策については、最新状況に対応し、システムの安定稼働を行うこと。

(8) ポータルサイトの公開時期

- ・令和 6 年秋ごろを目標に公開できるようにすること。

(9) 独自の提案

- ・本仕様書に定めのない内容であっても、ポータルサイトの目的に相当と思われる機能や方法等がある場合は、積極的に提案すること。

また、上記の業務のうち、「サガマリアージュ」のロゴを使用する場合は、本協議会が提示する VI レギュレーションのデザインを使用するものとする。

4. 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5. 支払方法

前金払・完了払

6. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本協議会が指定する納入期限までに納めるものとする。

(1) 実績報告書 1 部

(2) 要件定義書 1 部

(3) 操作マニュアル 1 部

(4) その他、本協議会と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果品（実績報告書等）については、電子データでも 1 部納品するものとする。

7. 委託金額

上記業務内容を履行するために必要な費用

8. 留意事項

(1) 本業務における全ての成果物、取得物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く）

(2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

(3) 本業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。

また、機密保持、知的財産権等に関して、本業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

9. 委託料の請求

本協議会が実績報告書を受領して内容審査後、業務が適正に完了していることを確認し、その旨の通知があった後、受託者は、委託料を完了払請求書により請求するものとする。

なお、業務の円滑な遂行のために必要がある場合、前金払ができるものとする。

10. 委託料の返還

本協議会は、受託者が本業務の実施にあたり、本仕様書で定める事項に反した場合には、委託契約額の一部又は全額を返還させる権利を有するものとする。